

意見書第17号

生活保護法の改悪に反対する意見書

首題の件について、別紙のとおり意見書を提出する。

平成24年9月21日提出

提出者 武豊町議会議員 梶田 稔

提出者 武豊町議会議員 梶田 進

生活保護法の改悪に反対する意見書

本年7月、厚生労働省は、生活保護制度の本格的な改悪を狙う「生活支援戦略」の「中間まとめ」を、総理大臣の直属機関の国家戦略会議に提出した。

利用者の制度からの締め出しを徹底するとともに、保護費の削減を加速することが柱となっている。憲法で保障された生存権を否定する「国家戦略」づくりは許されない。

「中間まとめ」には、生活保護のあり方を覆す内容がいくつも盛り込まれた。

その一つが親族の扶養義務を強化し、扶養可能な親族に対して「必要に応じて保護費の返還を求める」仕組みを検討すると明記している。

芸能人の母親が生活保護を利用していたことを自民党議員などが問題視し、「異常な攻撃」をした。この動きに便乗した厚生労働大臣は、親族に扶養困難なことを証明させる法改定の意向を早々と表明した。

終戦直後につくられた旧生活保護法は、扶養義務者がいる場合は、たとえ扶養されていなくても保護を受けられないとする条項があった。しかし、1950年制定の現在の生活保護法は、「親族の扶養を強調することは封建的な時代錯誤である」という認識のもとで、扶養義務を保護の要件から除外する改正がなされたのである。

親族扶養義務を強化し、返還まで求める仕組みを持ち出すことは、歴史の歯車の逆回転である。

親族から縁を切られたために生活保護を申請せざるを得ない人や、「親族に迷惑をかける」と生活保護の利用をためらう人は現在も少なくない。本当に保護を必要とする人たちを排除する改悪は中止すべきである。

生活保護利用者が210万人を突破する事態になったのは、「構造改革」路線によって多くの人が職を失い、非正規雇用と低賃金の労働者が大量に生み出された結果である。その人たちが最低限生きられるように張られている「最後の安全網」である生活保護制度をズタズタにするのは本末転倒である。

憲法25条に明記された国民の生存権を保障する本制度を充実させるとともに、貧困と格差拡大をなくすことこそ急務である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

愛知県武豊町議会議長 加藤 美奈子

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣